

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和元年6月6日 午前11時14分 開 会

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	矢口龍人
委員	中根光男
委員	古橋智樹
委員	来栖丈治

欠席委員

なし

委員外議員

議長	加固豊治
副議長	岡崎勉

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局長	前島嘉美
議会事務局補佐	石毛一朗
議会事務局	澤田幸一

議 事 日 程

令和元年6月6日（木曜日）午前11時14分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 令和元年第2回定例会の運営について
3. 閉 会

開 会 午前11時14分

○川村成二委員長

それでは、議会運営委員会を開催したいと思います。

議長のほうから委員会に対する提案をお願いします。

○議長（加固豊治君）

すみません。

設楽議員が本会議のほうで、順番では4番のいじめのほうからやりたいという申し出がありました。それで、私はちょっと1番からやってもらいたいと言っても、本人は、前にも順番は関係なくやったという主張であります。そのことについて議会運営委員会のほうで諮っていたきたいということで、申しわけありませんがよろしくお願ひしたいと思います。

○川村成二委員長

ただいま議長のほうから、一般質問における再質問の順番を変更することについて、どのように考えていくかということを整理したいと思います。

まず、事務局のほうで、先例集か何かで質問の進め方について、何か整理されている部分はございますか。

事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

先例集の175番、一般質問に対する答弁の順序ということで、一般質問に対する答弁は、議員が通告した質問主題の要旨の順番で答弁する。なお、この先例集にはございませんけれども、例えば幾つかの項目があった場合に、1つ目を質問しなかった場合には、その次の順番に行った場合には、その上の質問はできないというような決まりがございましたので、そういった勝手には、先例により1番上の順番に沿ってやっていただくというのがこの議会での申し合わせ、先例というふうになってございます。

○川村成二委員長

今、事務局の説明がありました。先例集では、順番どおりにこの事例が載っておりますが、私としては、今の先例集の内容を見ますと、1回目の質問については、その先例集に従って通告している内容で順番どおり行う。ただ、再質問については、通告をしていないのが基本ですよね。ですので、その先例集に従って進めていく必要があるかどうかということをご確認いただきたいと思います。

はい、矢口委員。

○矢口龍人委員

今、委員長がおっしゃったとおりだと思うんだよね。それ、要するに最初の1回目の質問に対して

は、順番どおりやりなさいということであって、それ答弁とあったでしょう。質問に対しての順番ということに対してはうたっていないと思うんです。答弁ということになっていると思うんだよね。

〔「答弁イコール質問ですから」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員

ただ、あくまでも1回目ということで、質問をする側に対しての2回目の規定というのではないでしょう。入っていないと思うんだよね。さっき言ったように、要するに4番からやっても、1、2、3をやらないで4だけやっても、要するに再質問だから、あくまでもね。だから、その辺は、要するにそういう取り組みは今まではなかったと思うんだよね。

○川村成二委員長

はい、議長。

○議長（加藤豊治君）

そうすると、これ今、局長が言ったように、じゃ、4番はやったら、その前は戻れないというのが先例集にあるの。

〔「だから、そんなのない」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

途中抜けてしまって、その下までいった場合で、その上には戻れないという感じなんですよ。

○川村成二委員長

委員の皆様は1回整理していただきたいんですけども、先例集に書かれている質問の流れは、通告順に従ってやりましょうということが1回目の質問、通告の内容に基づいた質疑に対しての先例集ではないかなという私は認識しておりますので、その先例集の事例を2回目以降の再質問で適用するのかどうか。ただ、それについては、先例集では、2回目以降の再質問もこれに準ずるという表現がございませんので、その辺の考えを整理していただいて、発言をぜひしていただければと思います。

古橋委員。

○古橋智樹委員

先例集も根拠の一つなんですけれども、会議規則自体では、議長が議事進行の一番の裁量を持たれているということも説明いただきたいんですが。

○川村成二委員長

事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

今、委員さんがおっしゃられたとおり、議長は議事整理権がございますので、議長の判断で議事整理はできるということになっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ですから、前はそういうことで議長が認めましたけれども、今回は順番どおりやってくださいということと求めましたので。

〔「前は認めたんだろうよな」と発言する者あり〕

○川村成二委員長

ちょっと、これ会議録に残りますよね。ちょっと整理をしていただきたいんですけども、今、古橋委員からは、議長の議事整理権ということで、順番どおりに進めてくださいという発言も一つの整理する根拠であります。ただ、過去に順番を入れかえてやったという事例があるということからすると、議事整理権の根拠をどこに置くかということですね。

はい、古橋委員。

○古橋智樹委員

前回認めたというのも議長の議事整理権として行使しているわけですから、ですから、今回も加固議長がお願いしていることも議事整理権に該当するということですから、ですから、会議規則の第何条に基づいて議長が先ほどお示ししたとおり、質問を進めてくださいということが私は一番よろしいかと思います。

○川村成二委員長

事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

今回の件で、これからの質問の関係も出てくるかと思いますが、その辺も踏まえてお決めいただければというふうに。

○川村成二委員長

はい、矢口委員。

○矢口龍人委員

仮に順番を変えることによって、何か問題あるんですか。この議事整理権と言うけれども、何か問題あるの。

〔「だから、そこですよ」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員

そこなんですよ。だって、問題なんか何もないでしょう、別に。だから、極端な話、今、4つあったとして、4番目をやりたいんだといったって、時間で1、2、3はできない話ですから、何でもかんでも1、2、3まで全部やるというんなら、時間の限り、今のままじゃ足りないよということだから、もっと持ち時間を増やしてもらおうとかさ、何かの話になっちゃうと思うんだよね。だから、別にいいんじゃないのかと思うんだけどね。整理権を行使するだけの根拠があると思うんだよな。だって、1、2、3やらなくて4からいきますと言えば、それでいいんじゃないの。

〔「じゃ、認めますか」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

はい、櫻井委員。

○櫻井繁行委員

設楽委員がおっしゃっていた順番入れかえというのは、事実としてあるんですか。それは、設楽委員の思い込みなのか。

〔「いやいや、あるある。やったんだ、確か」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

はい、事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

ちょっとはっきりとはあれですけども、一問一答方式のときにやったのかなというふうに思うん

ですけれども。ちょっと過去を確認してみないと何とも言えないですけれども、特例的にそのときには認めたのかもしれませんが。

○矢口龍人委員

だから、一問一答だからとか一括方式だからといって認める、認めないというのはおかしいだろうという話よ。

〔「それだな」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員

ねえ。それやったら。だから、それを議長の議事整理権をここで発揮しちゃったら、発動しちゃうと、ちょっと違うんじゃないかと思うんだよね。順番を変えるだけの問題ならさ。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

今回は、議長には申しわけないですけれども、順番を変えても進めさせていただいて、議会運営員会で今後、2回目以降、どういう形がいいのか、今の先例集で175番には、通告に沿ってというような答弁とあるんですけれども、それは明確に2回目とか再質問というところは正直うたっていないんですよね。その辺でまた、言った、言わないとかになってしまっても、ちょっと議場のほうも傍聴者もいることですし、今回はあれかもしれませんが進めさせていただいて、今後の課題といたしますか、それもはっきり決められればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

今、櫻井委員から発言がございましたけれども、まず整理しなきゃいけないのは、通告に従いという部分では、通告は、1回目の通告に基づいて進めていくということに整理できると思います。だから、再質問について、議員の持ち時間の範囲内で進められる流れを議員自身が調整するということからすれば、調整もあり得るのかなと。その場合は、もう自分で発言をできない、再質問ができない部分も発生してくると思います。

特に設楽議員の場合は、質問事項が多くて、これまでも発言ができなかった、時間切れだったということもございますので、今回はこういうことで、ただ、6月に時期が控えているから先にやりたいということではなくて、単純に質問する時間の範囲内で、質問できることをやりたいという発言を設楽委員がしてくればよかったのかなと思います。

そういうことからすると、再質問の質問の順番の入替えは、今回においては、今議会においては認めるという整理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

はい、矢口議員。

○矢口龍人委員

だから、今、委員長おっしゃるように、90分という時間を与えられた時間の中で、質問者がそれを有効利用して、そこでやりとりをすればいいだけのことであって、だから、1つか、上からどうか、2回目を上からどうかということじゃなく、そういう縛りは要らないと思うんだよね。あくまでも90分以内の中でね。

○川村成二委員長

そういう意味合いです。

○矢口龍人委員

答弁というか、質問するから、その辺の裁量権というのは与えられてもいいんじゃないのかな。こう自分で、例えば、どうしても2個目のもう一回再質問やりたいから2つ目をとにかくやるという考えだと思うんだよね、今回もさ。だから、それが下から上に上がってくるとか、そういうふうな話じゃなくて、あくまでも時間の中でやらせてくれというような目的だといいと思うんだよね。どうでしょうね。

○川村成二委員長

私も先ほどから申し上げているように、再質問にあっては、議員が持つ発言時間内の調整の仕方でも再質問の順番を変えるというのは、今定例会は認めるという発言をしたのは、次の議会に向けて先例集等の事例の整理をするということも含めて、今回に限った運用をとということではつきり議長から発言していただくということで、私は、今定例会という形で整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

はい、事務局長。

○議会事務局長（前島嘉美君）

確認させていただきます。

それでは、再質問については、今回は順番を変えて行いますが、今後、議会運営委員会で協議をしたいと思っておりますということで、議長のほうから言ってもらいます。

○川村成二委員長

加固議長。

○議長（加固豊治君）

わかりました。じゃ、今回限りでね。

とりあえず、後はまた議会運営委員会で検討して。

○川村成二委員長

以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、今の決定事項は、議長から議会運営委員会での決定事項として発言するという事によろしいですか。

〔「はい、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

では、どうもありがとうございました。

以上で、議会運営委員会を散会いたします。

閉 会 午前11時28分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 川 村 成 二